

環政計発 1801092 号

平成 30 年 1 月 9 日

都道府県、政令指定都市、中核市及び特例市  
環境担当部局長 殿

環境省大臣官房環境計画課長

グリーンニューディール基金事業により取得した財産の処分に関する  
環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準の取扱いについて

環境省所管の補助金等を受けて基金を造成し、基金事業により取得した財産の処分については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成 20 年 5 月 15 日付け環境会発第 080515002 号。平成 20 年 5 月 29 日付け環境会発第 080529004 号にて一部改正。以下「承認基準通知」という。）に沿って承認事務を行っているところであるが、今般、別添のとおりグリーンニューディール基金事業により取得した財産の処分に係る取扱いを定めたので、御了知頂くとともに、必要に応じて貴管内市町村等関係者に対し、周知されるよう御配慮願いたい。

(別添)

## グリーンニューディール基金事業により取得した財産の処分の取扱い

### 1. 通知の背景

「平成 21 年度地域環境保全対策費等補助金（地域グリーンニューディール基金）交付要綱」（平成 21 年 7 月 10 日付け環政計発第 090710002 号）、「平成 21 年度地域環境保全対策費等補助金（中核市・特例市グリーンニューディール基金）交付要綱」（平成 22 年 1 月 28 日付け環政計発第 100128001 号）、「平成 23 年度地域環境保全対策費等補助金（再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金）及び災害廃棄物処理促進費補助金（災害等廃棄物処理基金）交付要綱」（平成 23 年 11 月 30 日付け環政計発第 111130001 号・環廃対発第 111130001 号）、「平成 24 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金）交付要綱」（平成 24 年 5 月 22 日付け環政計発第 120522001 号）、「平成 25 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金事業）交付要綱」（平成 25 年 5 月 16 日付け環政計発第 1305161 号）又は「平成 26 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金事業）交付要綱」（平成 26 年 6 月 24 日付け環政計発第 1406242 号）に基づき、都道府県、政令指定都市、中核市又は特例市（以下「都道府県等」という。）は国から地域環境保全対策費等補助金又は二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付を受けて基金を造成し、自ら又は管下の市町村等への補助金の交付により、省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備等の導入事業等（以下「グリーンニューディール基金事業」という。）を実施している。

今般、グリーンニューディール基金事業により省エネルギー設備の導入を行った施設における「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年法律第 123 号。）に基づく建築物の耐震診断の結果、当該施設を建替え、それに伴い補助対象設備の処分が必要となる事例が生じたことから、グリーンニューディール基金事業により取得した財産の処分に関する承認基準通知の別添「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」（以下「承認基準」という。）の取扱いを定めるものである。

### 2. 通知の対象

グリーンニューディール基金事業により都道府県等が取得した財産（以下「取得財産」という。）とする。

ただし、グリーンニューディール基金事業のために都道府県等が管下の市町村等に交付した補助金も国の予算を原資にしていることから、都道府県等が実

施する、グリーンニューディール基金事業により管下の市町村等が取得した財産の処分に係る承認にあっても、本取扱いを踏まえ適切にご対応いただきたい。

### 3. 承認基準の取扱い

取得財産が設置されている施設の老朽化による建替えに伴う建替え後の施設（以下「建替施設」という。）に、取得財産と同等以上の効果を発揮する財産（以下「代替財産」という。）を設置するために取得財産の取壊し等を行おうとする場合は、承認基準の「第3の1.（1）のイ.（ウ）老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等」又は「第3の2.（1）のオ.（イ）老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等」として取り扱うこととする。

また、本取扱いについては、環境省が個別に施設の老朽化による建替えであること及び代替財産であることを確認することとする。

なお、建替施設においても、取得財産を引き続き当初の目的に沿って使用する場合は、承認基準に規定する財産処分に該当しない。